

令和6年2月8日

公 告

防衛省陸上自衛隊静内駐屯地  
業務隊長 青木明宏

北海道日高郡新ひだか町静内浦和に所在する陸上自衛隊静内駐屯地の駐屯地創設60周年記念行事野外売店（静内対空射撃場内）における野外売店の設置及び経営希望者を下記のとおり募集しますので、説明会に参加され関係事項を承知の上、申込み下さい。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務件名

野外売店の設置及び経営業務

(2) 業務期間（国有財産使用許可期間）

令和6年7月7日（日）

※ なお、中止を含め、日時及び行事内容等の変更が生じた場合に発生する業者側の費用等の負担、損害については、国側は一切の補償及び責任を負わない。

(3) 設置業種及び店舗数

物品販売及び食品等：10店舗程度

※ 酒類販売は厳禁とする。

(4) 設置場所

北海道日高郡新ひだか町静内浦和

陸上自衛隊静内駐屯地（駐屯地創設60周年記念行事野外売店会場）

2 応募する者に必要な資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、業務のすべてを自社で遂行できること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他営業に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 当駐屯地において実施する「業者説明会」に参加できること。

### 3 公募期間

令和6年2月8日(木)から令和6年2月22日(木)まで。

### 4 業者説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

- (1) 日 時：令和6年2月29日(木) 午後1時から
- (2) 場 所：静内駐屯地業務隊会議室又は厚生センター
- (3) 説明事項：募集要領、提出書類等に関すること。

### 5 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

### 6 問い合わせ先

- (1) 所在地：北海道日高郡新ひだか町静内浦和125  
陸上自衛隊静内駐屯地業務隊厚生科
- (2) 電 話：0146-44-2121(内線340)
- (3) 担 当：池 田 重 美
- (4) その他：説明会参加希望者は、令和6年2月22日(木)午後5時までに会社名及び参加者氏名を電話で連絡してください。